議案第三十五号

杉並区財政事情の公表に関する条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年六月八日

提出者　杉並区長　山田　宏

杉並区財政事情の公表に関する条例等の一部を改正する条例

第一条　杉並区財政事情の公表に関する条例（昭和二十三年杉並区条例第五号）の一部を次のように改正する。

題名中「財政事情」を「財政状況」に改める。

第一条に見出しとして「（趣旨）」を付し、同条中「地方自治法」を「この条例は、地方自治法」に、「第二百四十三条の三」を「第二百四十三条の三第一項及び杉並区自治基本条例（平成十四年杉並区条例第四十七号）第二十三条」に、「財政事情」を「財政状況」に、「関しては、この条例の定めるところによる」を「関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第二条に見出しとして「（公表時期）」を付し、同条第一項中「財政事情」を「財政状況（杉並区自治基本条例第二十三条に規定する財務に関する資料（以下「財務に関する資料」という。）を除く。次条において同じ。）」に、「六月一日及び十二月一日にこれを」を「五月及び十一月に」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　財務に関する資料の公表は、毎年十月に行うものとする。

第三条及び第四条を次のように改める。

（公表事項）

第三条　前条第一項の規定により五月に財政状況を公表する場合における公表事項は、当該月の属する年度（以下「当該年度」という。）の前年度の十月一日から三月三十一日までの間における次に掲げる事項及び当該年度の予算の概要とする。

一　歳入歳出予算の執行状況

二　区民の負担の状況

三　財産、地方債及び一時借入金の現在高

四　その他財政運営に関し区長が必要と認める事項

2　前条第一項の規定により十一月に財政状況を公表する場合における公表事項は、当該年度の四月一日から九月三十日までの間における前項各号に掲げる事項及び当該年度の前年度の決算の概要とする。

3　前条第二項の規定により公表する財務に関する資料は、次に掲げる財務諸表その他区長が必要と認める資料とする。

一　当該年度の前年度末の貸借対照表

二　当該年度の前年度のキャッシュ・フロー計算書及び行政コスト計算書

4　区長は、前三項に掲げるもののほか、必要に応じ、財政状況及び財務に関する資料の公表事項の基礎となる資料を公表するものとする。

（公表方法）

第四条　財政状況の公表は、インターネットの利用、区長が指定する場所における閲覧、

区役所の門前掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。

第五条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「定めるものの外財政事情の公表の手続」を「施行」に改め、「これを」を削る。

第二条　杉並区職員定数条例（昭和二十九年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「・任用・分限・」を「、任用、分限、」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同条を第七条とする。

第三条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（公表）

第六条　区長は、毎年度一回、職員の配置その他の職員の状況に関する資料を作成し、公表するものとする。

第二条第二項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条を第四条とする。

第一条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（区長の責務）

第三条　区長は、職員の定数を定めるに当たっては、区政運営が効率的かつ機動的なものとなるよう努めなければならない。

第一条として次の一条を加える。

（趣旨）

第一条　この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条第三項等の規定に基づき、杉並区の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

第三条　杉並区組織条例（平成十三年杉並区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（公表）

第五条　区長は、毎年度一回、組織の状況に関する資料を作成し、公表するものとする。

第一条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十八条第一項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、」を削り、同条を第三条とし、第一条及び第二条として次の二条を加える。

（趣旨）

第一条　この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十八条第一項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるための組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（区長の責務）

第二条　区長は、組織の編成に当たっては、区政運営が効率的かつ機動的なものとなるよう努めなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区が定める最高規範である自治基本条例の趣旨との整合性を図る必要がある。

資　　料

杉並区財政事情の公表に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第一条による改正（杉並区財政事情の公表に関する条例の一部改正）

新　条　例	旧　条　例
杉並区財政状況の公表に関する条例	杉並区財政事情の公表に関する条例
（趣旨） 第一条　この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の三第一項及び杉並区自治基本条例（平成十四年杉並区条例第四十七号）第二十三条の規定による杉並区の財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。	第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の三の規定による杉並区の財政事情の公表に関しては、この条例の定めるところによる。
（公表時期） 第二条　財政状況（杉並区自治基本条例第二十三条に規定する財務に関する資料（以下「財務に関する資料」という。）を除く。次条において同じ。）の公表は、毎年五月及び十一月に行うものとす	第二条　財政事情の公表は、毎年六月一日及び十二月一日にこれを行うものとす

る。

2　財務に関する資料の公表は、毎年十月に行うものとする。

（公表事項）

第三条　前条第一項の規定により五月に財政状況を公表する場合における公表事項は、当該月の属する年度（以下「当該年度」という。）の前年度の十月一日から三月三十一日までの間における次に掲げる事項及び当該年度の予算の概要とする。

一　歳入歳出予算の執行状況

二　区民の負担の状況

三　財産、地方債及び一時借入金の現在高

四　その他財政運営に関し区長が必要と認める事項

2　前条第一項の規定により十一月に財政状況を公表する場合における公表事項は、当該月の属する年度（以下「当該年度」という。）の前年度の十月一日から三月三十一日までの間における次に掲げる事項及び当該年度の予算の概要とする。

一　歳入歳出予算の執行状況

二　区民の負担の状況

三　財産、地方債及び一時借入金の現在高

四　その他財政運営に関し区長が必要と認める事項

る。

天災その他避けることのできない事故に因り、前項の期日に財政事情を公表することができないときは、区長は事故の止んだときから一ケ月以内において、その期日を定めて、これを公表しなければならない。

第三条　前条第一項の規定により六月一日に公表する財政事情においては、前年十月一日から三月三十一日までの期間における左に掲げる事項を掲載し、且つ財政の動向及び区長の財政方針を明らかにするものとする。

一　収入及び支出の概況

二　住民の負担の概況

三　公営事業の経理の概況

四　財産、地方債及び一時借入金の現在高

五　その他区長において必要と認める事項

前条第一項の規定により十二月一日に公表する財政事情においては、四月一日から

資　　料

況を公表する場合における公表事項は、当該年度の四月一日から九月三十日までの間における前項各号に掲げる事項及び当該年度の前年度の決算の概要とする。

3　前条第二項の規定により公表する財務に関する資料は、次に掲げる財務諸表その他区長が必要と認める資料とする。

一　当該年度の前年度末の貸借対照表

二　当該年度の前年度のキャッシュ・フロー計算書及び行政コスト計算書

4　区長は、前三項に掲げるもののほか、必要に応じ、財政状況及び財務に関する資料の公表事項の基礎となる資料を公表するものとする。

（公表方法）

第四条　財政状況の公表は、インターネットの利用、区長が指定する場所における閲覧、区役所の門前掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとす

九月三十日までの期間における前項各号にかかげる事項を掲載し、且つ前年度の決算の概況を明らかにするものとする。

区長は、必要に応じ財政事情の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその附表として添付することができる。

第四条　財政事情の公表は、区役所門前掲示場及び適当な掲示場に掲示してこれを行う。

前項の文書は、その公表の日から六ケ月間何人も区長の指定した場所において、そ

る。

（委任）

第五条　この条例の施行　　に関し必要な事項は、区長が　　定める。

の閲覧をすることができる。

前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し必要な事項は、区長がこれを定める。

第五条　この条例の定めるものの外財政事情の公表の手続に関し必要な事項は、区長がこれを定める。

第二条による改正（杉並区職員定数条例の一部改正）

新　条　例	旧　条　例
（趣旨） 第一条　この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条第三項等の規定に基づき、杉並区の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第二条　略	（定義） 第一条　略

資　　料

（区長の責務）

第三条　区長は、職員の定数を定めるに当たっては、区政運営が効率的かつ機動的なものとなるよう努めなければならない。

（職員の定数）

第四条　略

２　前項に規定する職員の定数は、地方自治法（第二百五十二条の十七の規定により派遣を受けた職員を含むものとする。）

３及び４　略

（職員の定数の配分）

第五条　略

（公表）

第六条　区長は、毎年度一回、職員の配置その他の職員の状況に関する資料を作成し、公表するものとする。

（委任）

第七条　職員の種別、任用、分限、服務その

（職員の定数）

第二条　略

２　前項に規定する職員の定数は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により派遣を受けた職員を含むものとする。

３及び４　略

（職員の定数の配分）

第三条　略

第四条　職員の種別・任用・分限・服務その

他身分の取扱いに関しては、別に定める。

第三条による改正（杉並区組織条例の一部改正）

新　条　例	旧　条　例
（趣旨） 第一条　この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十八条第一項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるための組織に関し必要な事項を定めるものとする。 （区長の責務） 第二条　区長は、組織の編成に当たっては、区政運営が効率的かつ機動的なものとなるよう努めなければならない。 （設置） 第三条	（設置） 第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十八条第一項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させる

他身分の取扱　に関しては、別に定める。

資　　料

杉並区に次の部を置く。

政策経営部
区民生活部
保健福祉部
都市整備部
環境清掃部

（分掌事務）

第四条　略

（公表）

第五条　区長は、毎年度一回、組織の状況に関する資料を作成し、公表するものとする。

ため、杉並区に次の部を置く。

政策経営部
区民生活部
保健福祉部
都市整備部
環境清掃部

（分掌事務）

第二条　略